

牛肉をめぐる情勢（その2）

平成16年6月
農林水産省
生産局畜産部

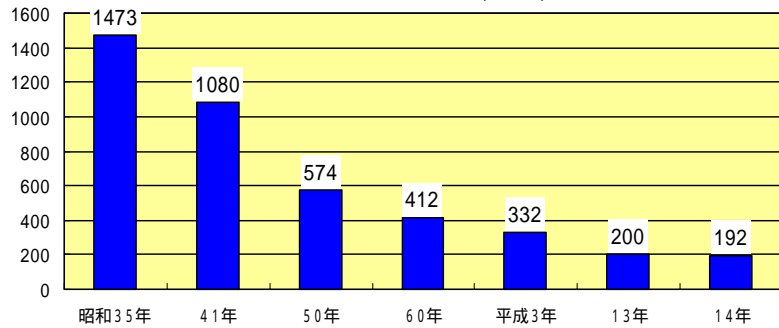
目 次

	頁
2 肉用牛の流通の在り方	1
3 牛肉の流通の在り方	3
(1) 流通の合理化	4
(2) 安全・安心の確保	6
4 貿 易	
(1) 牛肉の輸入	1 0
(2) 牛肉の関税水準の推移	1 1
(3) 牛肉の輸出	1 2
5 制度・補助事業	
(1) 牛肉の価格安定制度	1 3
(2) 肉用子牛生産者補給金制度の概要	1 4
(3) 「乳用種在り方研究会の検討状況」	1 5
(4) 肉用牛肥育経営安定対策事業の概要	1 6
6 その他	
(1) B S E 発生前のレンダリング産業の状況	1 7
(2) B S E 発生後のレンダリング産業を取り巻く課題	1 8

2 肉用牛の流通の在り方

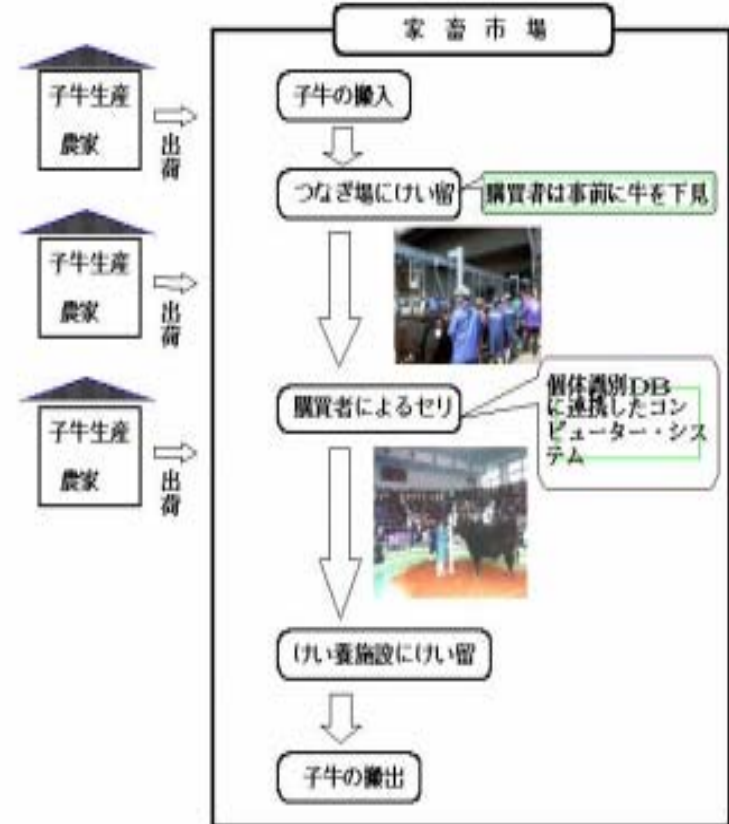
- 家畜市場は、初生牛から肉用子牛、成牛にいたるまでの各ステージの肉用牛において、公正な取引及び適正な価格形成を確保するとともに、肉用子牛生産地域の活性化の観点からも重要。
- 年間取引頭数については、酪肉近の目標水準を概ね達成しているが、1開催日当たりの平均取引頭数は酪肉近の目標数量を下回る水準で推移。
- 引き続き、家畜市場の機能を十分に発揮させるため、比較的小規模な市場の統廃合が必要。更に、今後は、平成15年度から義務化された個体識別制度に対応したセリシステムの導入、個体識別情報の収集・情報発信体制の整備等の機能高度化を図ることが重要な課題。

家畜市場数の推移(全国)

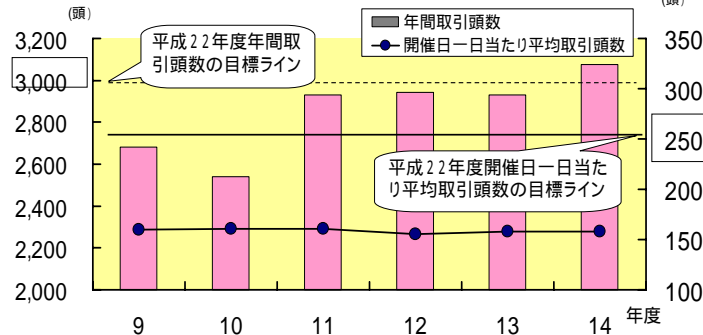


資料:農林水産省食肉鶏卵課調べ

○ 家畜市場における取引の流れ (肉用子牛の例)

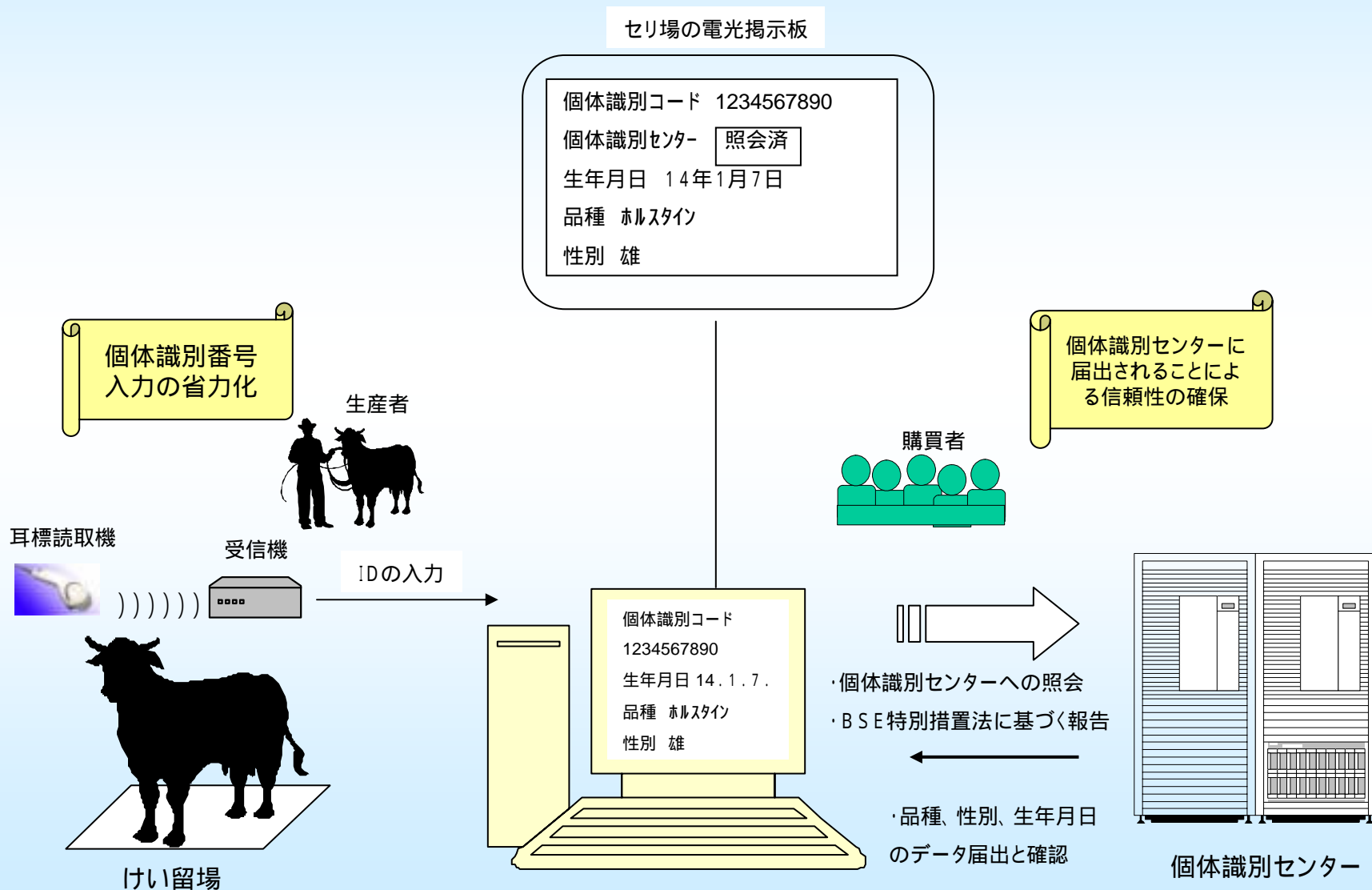


家畜市場の取引頭数の目標及び達成状況



資料:農林水産省食肉鶏卵課調べ

家畜市場における個体識別対応セリシステムの必要性



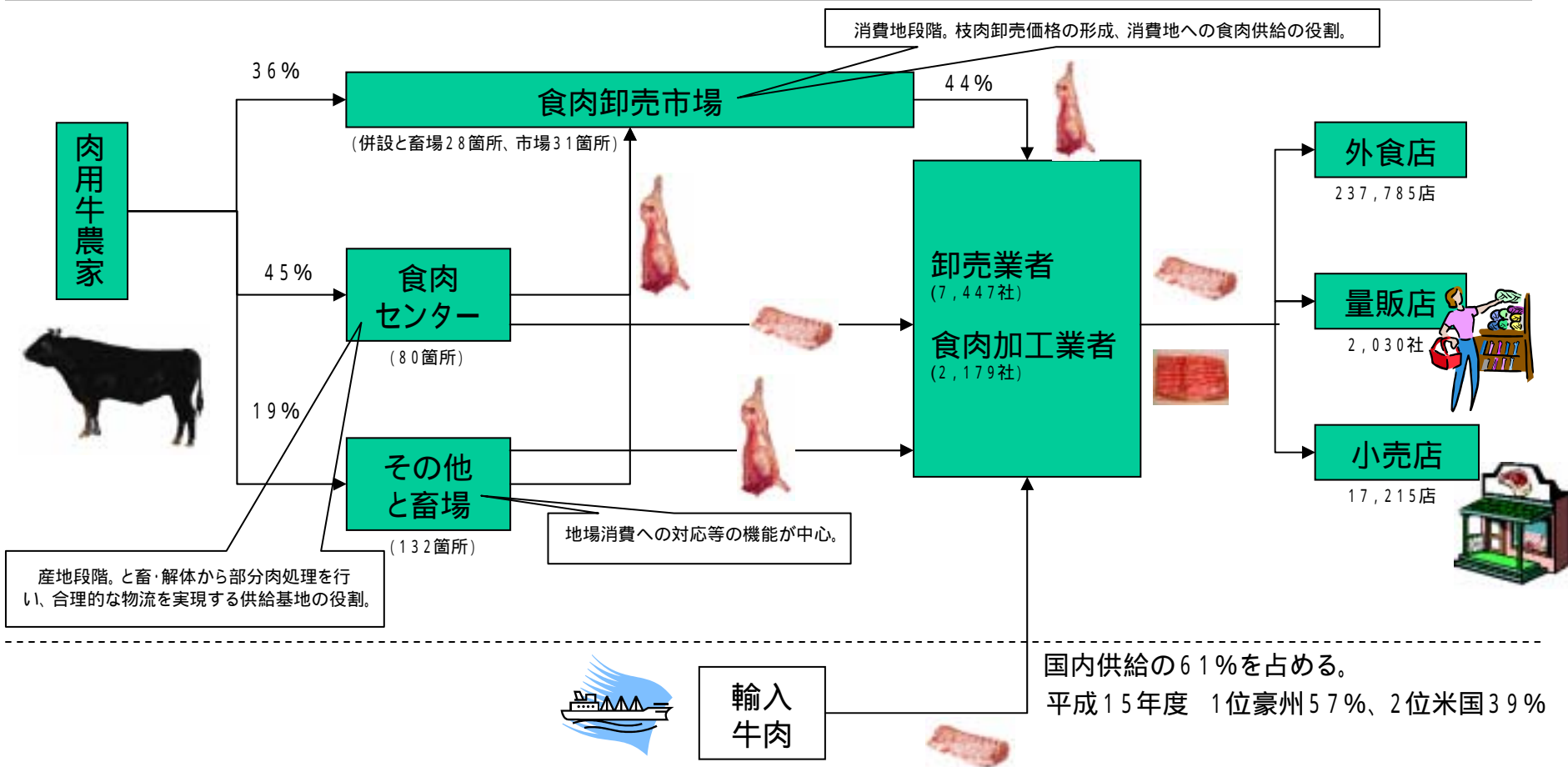
3 牛肉の流通の在り方

- 食肉流通の合理化等

牛肉の輸入自由化及びUR合意に基づく関税率の引下げを背景として、牛肉輸入量が増加する中で、国産牛肉を合理的な価格で安定的に供給していくためには、農家段階の生産コストのみならず、牛肉処理・流通の各段階での合理化を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産牛肉の流通体制の整備を推進することが重要。

- 安全・安心の確保

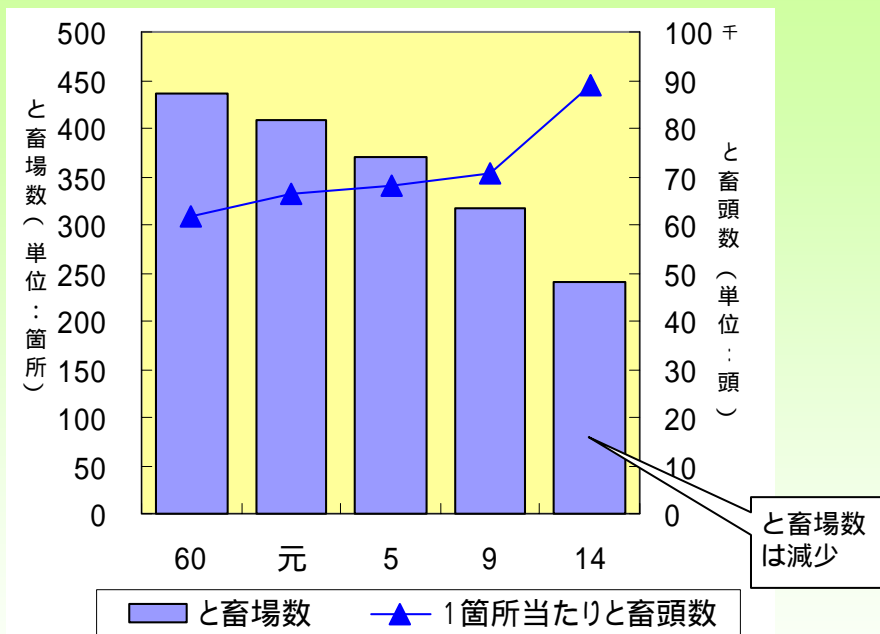
他方、平成8年のO157や平成13年の国内BSEの発生に伴い、衛生管理上の規制が強化されてきており、これらに対応するためのコスト増嵩に対応し、いかにして国産食肉の競争力の強化を図っていくかが、今後の課題。さらに、表示その他により、消費者への情報提供を徹底させることが重要。



(1) 流通の合理化

- 食肉流通施設の整備については、と畜場の再編が進展し、規模の拡大、処理頭数の増加が着実に進展。

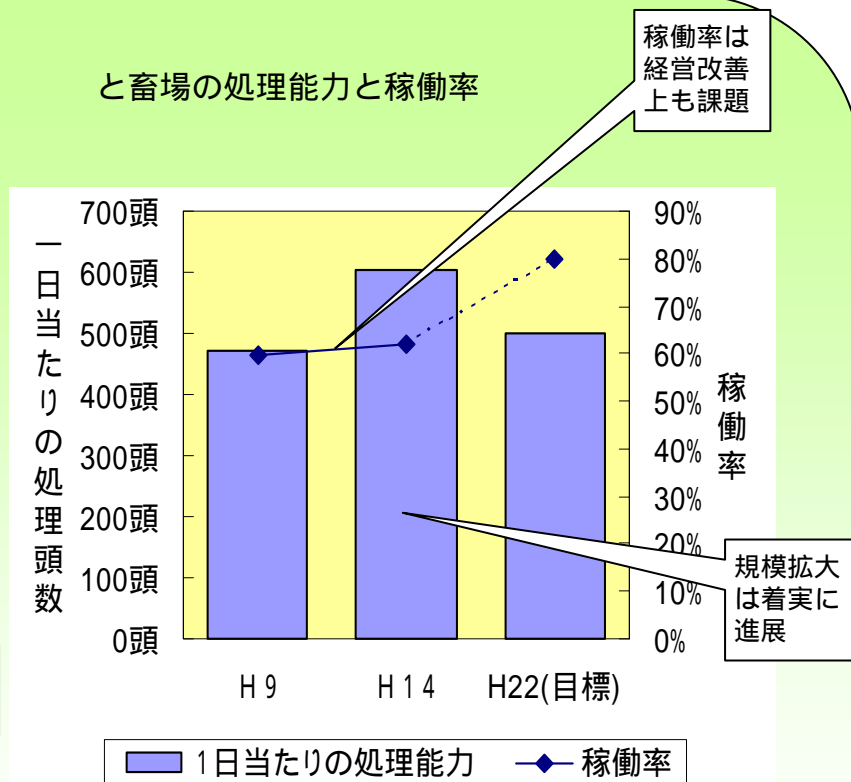
と畜場数・一カ所当たりの処理頭数の推移



注：頭数は豚換算頭数である

資料：農林水産省「畜産物流通統計」

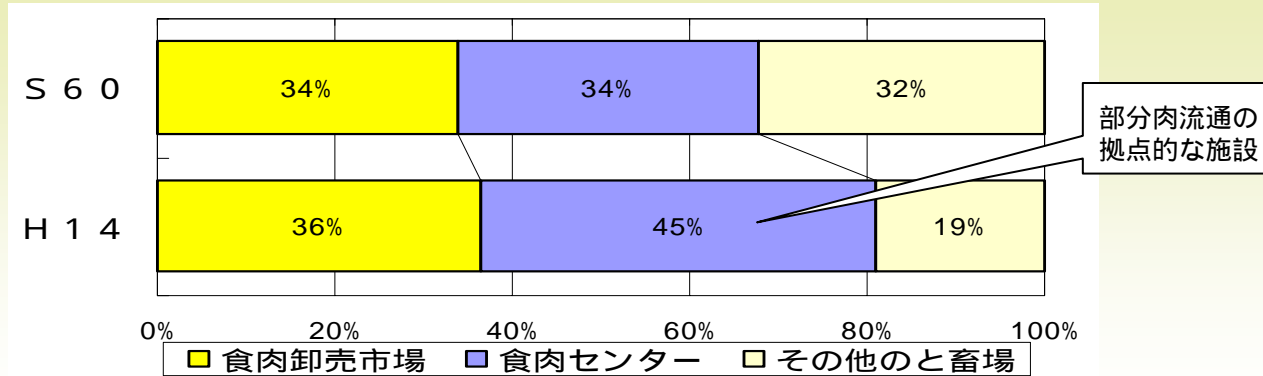
と畜場の処理能力と稼働率



資料：農林水産省「畜産物流通統計」

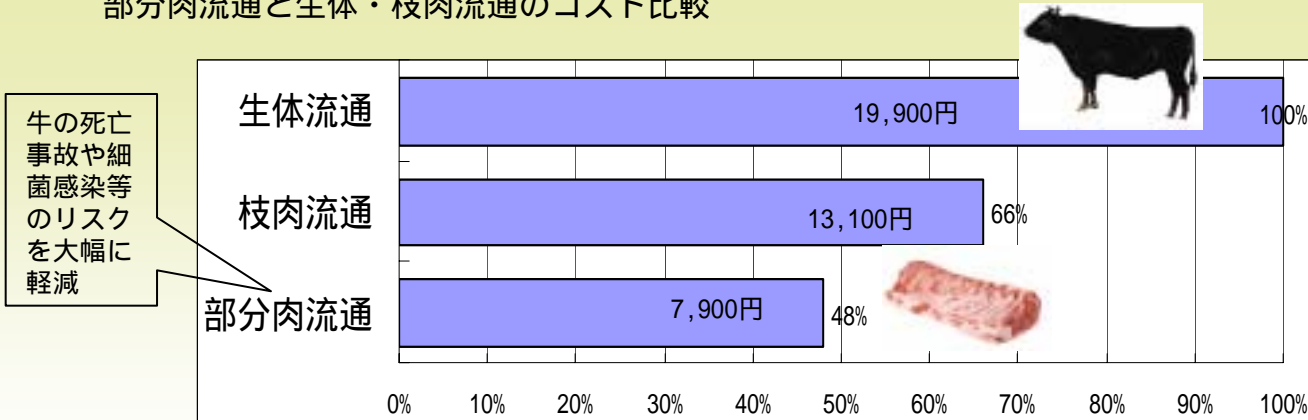
- 産地段階において、と畜・解体から部分肉処理までを省力的かつ衛生的に一貫処理する産地食肉センターの処理割合が向上し、効率的な部分肉流通が進展。

牛の施設別処理頭数の推移



資料：農林水産省「畜産物流通統計」

部分肉流通と生体・枝肉流通のコスト比較



注：鹿児島から東京までの輸送費を1頭当たりで比較

(2) 安全・安心の確保

- ・ 出血性大腸菌O157等の大規模な食中毒事故やBSE等の発生などにより、消費者の食品の安全・安心に対する関心が上昇。
- ・ 食肉流通においては、HACCP手法を取り入れたシステムへの移行やBSEの発生に対応したSRM焼却、牛肉のトレーサビリティ等に取り組むとともに、適正な食肉表示の徹底を実施。
- ・ 安全・安心の取組に伴い新たに発生するコストの負担の在り方が今後の検討課題。

食肉についての消費者の意識



食肉に関して最も知りたい情報

1位	安全性	69.3%
2位	健康との関わり	13.4%
3位	価格	5.4%
4位	表示	2.3%
5位	輸入食肉	2.2%
6位	産地	1.9%
7位	調理方法	3.9%
8位	その他・無回答	1.7%

食肉購入の際の選定基準

1位	鮮度の良さ	55.3%
2位	価格の安さ	54.1%
3位	品質の良さ	26.9%
4位	国産か輸入か	22.8%
5位	安全性・安心感	22.6%
6位	産地・銘柄等	6.4%
7位	売り場の衛生管理	4.9%

食品の表示について

信頼できる
ほぼ信頼できる

35.6%

信頼できない
どちらかという
信頼できない

62.3%

最近の食品に関わる事故等の発生と主な食肉関連の対応

主なできごと		食肉流通段における対応	
平成8年8月	大阪におけるO157食中毒事故の発生	平成8年12月	と畜場法施行規則の改正により衛生措置等(解体方法、記録等)の基準が定められる。
		平成9年11月	と畜場法施行令の改正によりと畜場の構造基準が強化
平成12年3月	国内で口蹄疫の発生	平成10~12年	と畜場において施設整備がピーク
平成13年9月	国内でのBSE発生報告	平成13年10月	と畜場におけるBSE全頭検査の開始
平成14年10月	OIEのBSEコードの「食用とすべきでない部位」に牛せき柱が追加		飼料用・肥料用の肉骨粉等の製造・出荷の停止要請
			と畜場での特定部位の除去、焼却を義務化
		平成15年12月	と畜場において牛のと畜報告の義務化(牛肉トレーサビリティ関係)
		平成16年2月	牛せき柱の食品規制
		平成16年5月	牛せき柱の飼料・肥料原料の利用規制。牛せき柱は実質的に廃棄物となる。
		平成16年12月	食肉流通段階における牛肉トレーサビリティの義務化

安全・安心のためのコストの発生例

< SRM(頭部、せき髄等)の焼却コスト >
1頭当たり約20kgを焼却

800~12000円(平均約2000円)

(全国食肉センター協議会調査)

パック肉100g当たり約0.3~4.3円



< 食肉業者でのせき柱の処理コスト >
1頭当たり約17kgを焼却

1100~8400円(平均約3200円)

(全国農業協同組合中央会推計)

パック肉100g当たり約0.4~3.0円



牛肉の表示に係る制度

- 牛肉（生鮮）の表示については、平成12年3月31日に告示されたJAS法の「生鮮食品品質表示基準」に基づき、同年7月1日から名称、原産地の表示が義務付け。
- JAS法によるほか、「食肉の表示に関する公正競争規約」によって表示項目についてのルールが定められており、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種の4品種以外に「和牛」と表示できないこととなっている。なお、現在、和牛間交雑種についても「和牛」表示ができる方向で検討。

原産地の表示方法

国産品	輸入品
<p>国産である旨</p> <p>・都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名での記載可</p>	<p>原産国名</p>

牛肉の表示の具体例

和牛 ロースステーキ用

消費期限 加工年月日 (県産)

04.12.3 04.12.1

保存温度4 以下



100g当たり
(円)
正味量
(g)

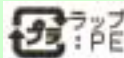
1060
150

1590

通常価格(円)

加工者 (株)山田畜産

東京都港区港南 丁目 番地 号



国産牛 肩ロース切り落とし

消費期限 加工年月日 (県産)

04.12.3 04.12.1

保存温度4 以下



100g当たり
(円)
正味量
(g)

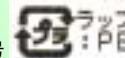
260
150

390

通常価格(円)

加工者 (株)山田畜産

東京都港区港南 丁目 番地 号



食肉流通段階における牛肉トレサ法の施行

- 牛肉トレーサビリティ法の牛肉の流通段階における措置が本年12月1日から施行され、食肉小売店などの販売業者等は、個体識別番号（又はロット番号）の表示と、仕入れ情報を記録した帳簿の備え付けが義務付け。
- これにより国産牛肉の消費者等は、表示された個体識別番号を通じてインターネットにより、当該牛肉の種別（品種）、生年月日、飼養地等の生産情報が随時、確認が可能。

牛肉トレーサビリティ法に基づく表示

和牛 ロースステーキ用

消費期限 加工年月日 (県産)
 04.12.3 04.12.1 個体識別番号
 保存温度4 以下 0100030013
 100g当たり (円) 1060 1590
 正味量 (g) 150
 通常価格 (円)

個体識別番号の表示が義務化される

加工者 (株)山田畜産
 東京都港区港南 丁目 番地 号



牛個体情報

個体識別番号	出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別(品種)
1234567890	H14.06.05	去勢(雄)	1012345678	黒毛和種

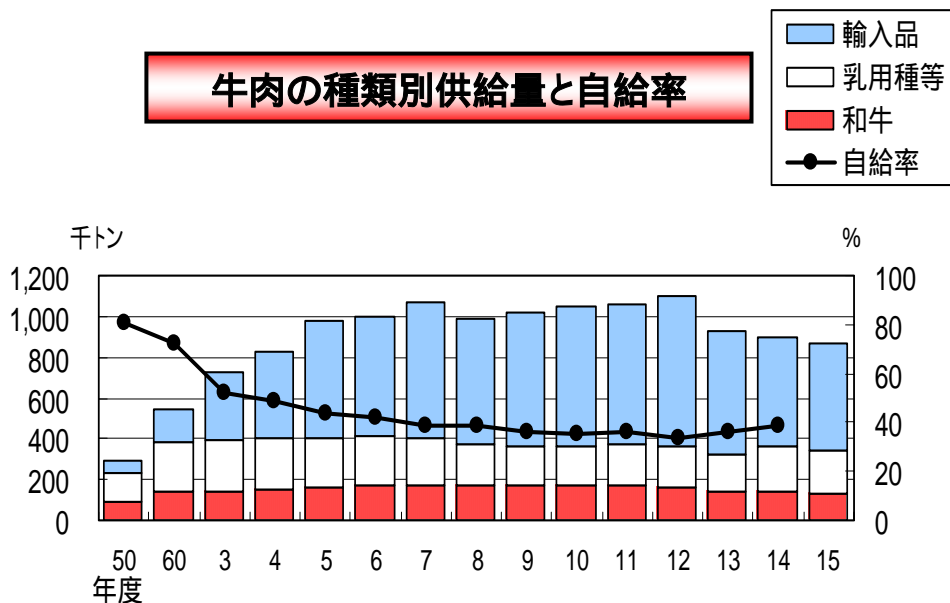
	飼養県	移動内容	移動年月日	飼養施設所在地	氏名又は名称
1	福島県	出生	H14.06.05	西白河郡西郷村	鈴木太郎
2	福島県	転出	H15.02.04	西白河郡西郷村	鈴木太郎
3	福島県	取引	H15.02.04	郡 町	家畜市場
4	岩手県	転入	H15.02.05	盛岡市	(有)山本畜産
5	岩手県	転出	H16.11.30	盛岡市	(有)山本畜産
6	岩手県	搬入	H16.11.30	郡 町	(株) 食肉センター
7	岩手県	と畜	H16.12.01	郡 町	(株) 食肉センター

4 貿易

(1) 牛肉の輸入

- 牛肉の輸入量は、牛肉需要の増加、自由化以降の関税率の低下等を背景に、12年度までは増加傾向で推移。その結果、牛肉の自給率は低下傾向で推移。
- 13年度及び14年度は、我が国でのBSE発生により牛肉の消費量が減少したことから輸入量は減少。15年度の輸入量は、回復傾向で推移してきたが、15年12月24日以降、米国産牛肉の輸入が停止したことから、ほぼ前年度並み。

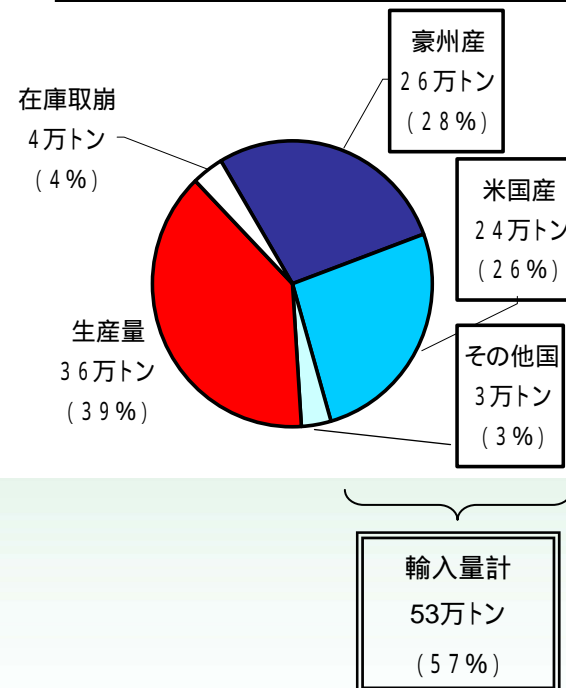
牛肉の種類別供給量と自給率



資料: 農林水産省「食料需給表」、「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」

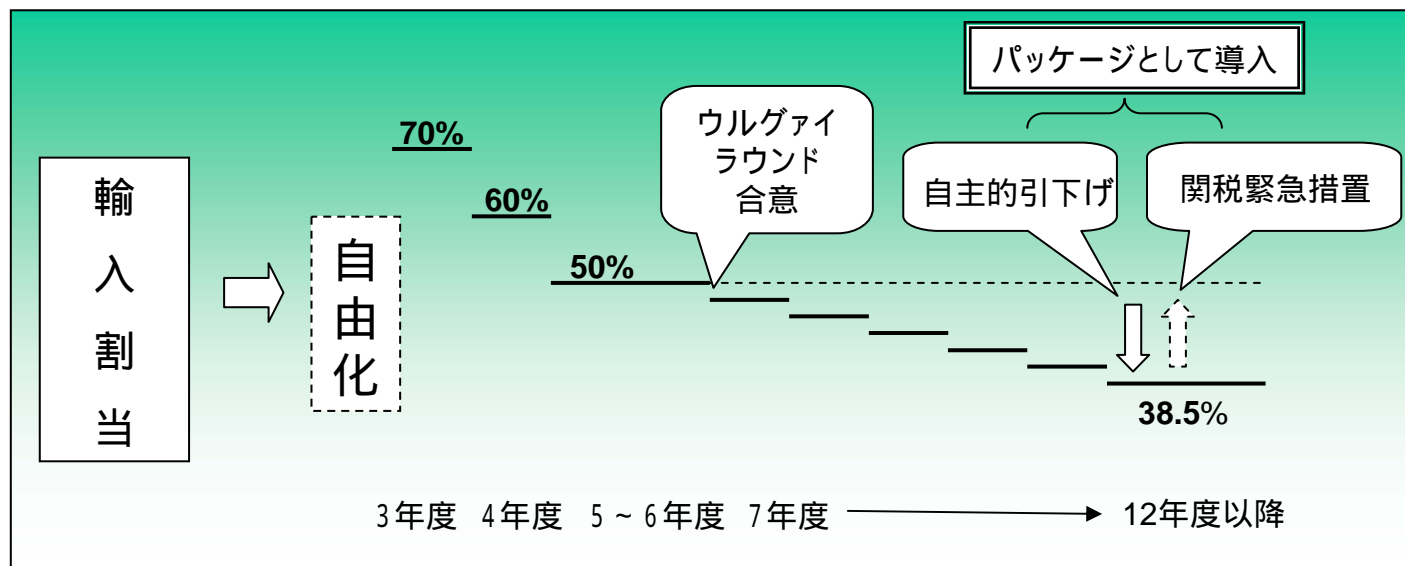
注: 14年度の自給率は速報値である。

牛肉の供給構造 (14年度: 93万トン)



(2) 牛肉の関税水準の推移

- 牛肉の関税水準は、平成3年度の輸入自由化後、5年度までに70%から50%に引き下げ。その後、ウルグアイ・ラウンド（UR）農業交渉において、UR農業合意を満たす関税水準を超えて、自主的に関税を50%から38.5%まで段階的に引き下げることになった。一方、その代償として牛肉関税の緊急措置制度を導入。



「牛肉関税の緊急措置」の仕組み

- 四半期毎の累計輸入量が一定水準（前年の117%）を超えて増加した時、自動的に発動し、関税率が38.5%からWTOで認められた水準である50%に戻される。

発動実績

【冷凍牛肉】

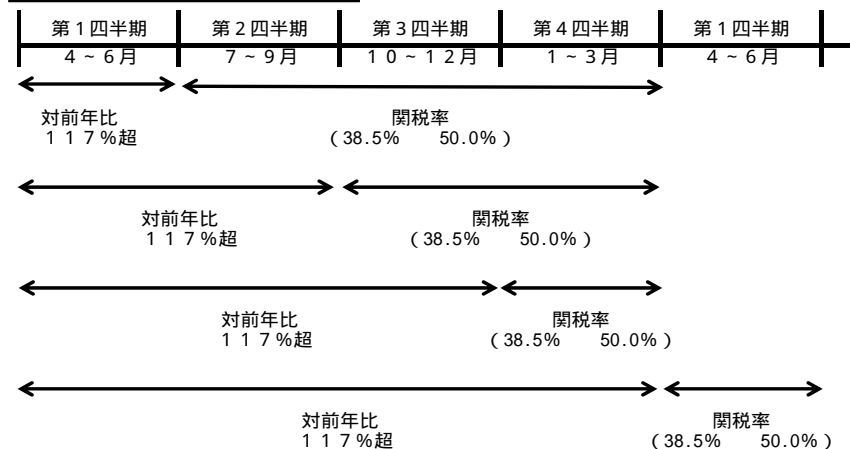
平成7年8月1日～8年3月31日（関税率48.1% 50%）

平成8年8月1日～9年3月31日（関税率46.2% 50%）

【生鮮・冷蔵牛肉】

平成15年8月1日～16年3月31日（関税率38.5% 50%）

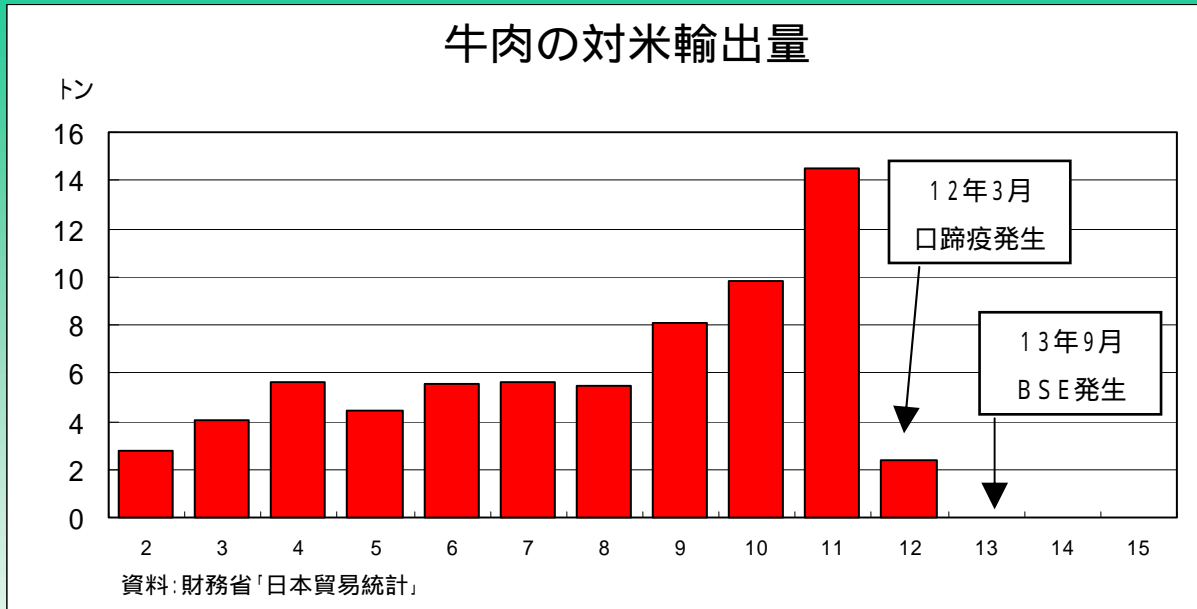
緊急措置の発動例



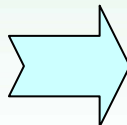
(注) 実際の輸入と輸入統計公表までにタイムラグ（約1ヶ月）が存在するため、四半期当初からの発動とはならない場合がある。

(3) 牛肉の輸出

- 牛肉の対米輸出は、平成2年以降、3ヶ所の対米輸出認定施設（現在は4ヶ所）から主に日本食レストラン向けの和牛肉が輸出されており、11年までは増加傾向で推移。しかし、我が国において、12年3月に口蹄疫、13年9月にBSEが発生したことから、米国は日本からの輸入を禁止しているところ。
- 対米輸出の再開については、米国産牛肉の輸入再開問題と併せて、専門家及び実務担当者会合を含めた日米BSE協議において、本年夏を目途に結論を出すべく議論が行われているところ。
- なお、米国以外には、アジア諸国（韓国、香港、台湾等）などへの輸出実績。



対米輸出認定施設



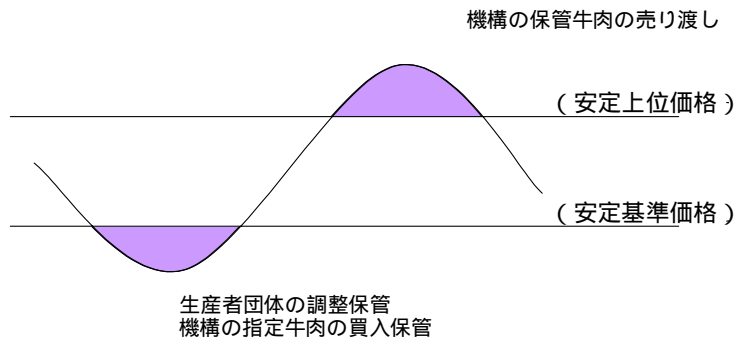
(施設名)	(認定日)
・(株)群馬食肉卸売市場	H2.8.30
・南九州畜産興業株式会社(末吉と畜場)	H2.8.30
・(株)ミヤチク	H2.8.30
・サンキョーミート株式会社 有明ミート第二工場	H14.12.26

5 制度・補助事業

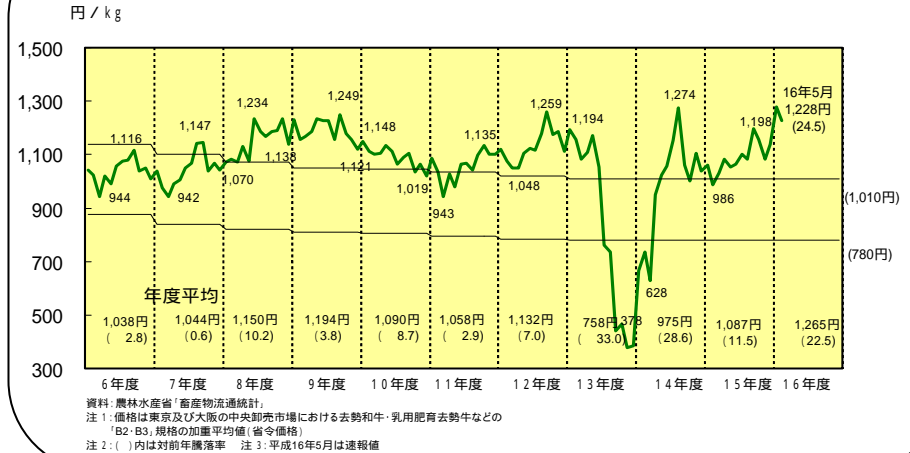
(1) 牛肉の価格安定制度

- 牛肉の価格安定制度は、農畜産業振興機構の需給操作等を通じて安定価格帯の幅の中に牛枝肉卸売価格を安定させることにより、価格の乱高下を防ぎ、消費者への牛肉の安定供給と生産者の経営安定を図るため、畜産物の価格安定に関する法律に基づき、昭和50年に創設。
- 13年度のBSEの発生等不測の事態が発生した際にも、牛肉の安定供給のほか肉用牛の再生産を確保するためのセーフティネットとして機能。

価格安定制度の仕組み



牛枝肉卸売価格の推移



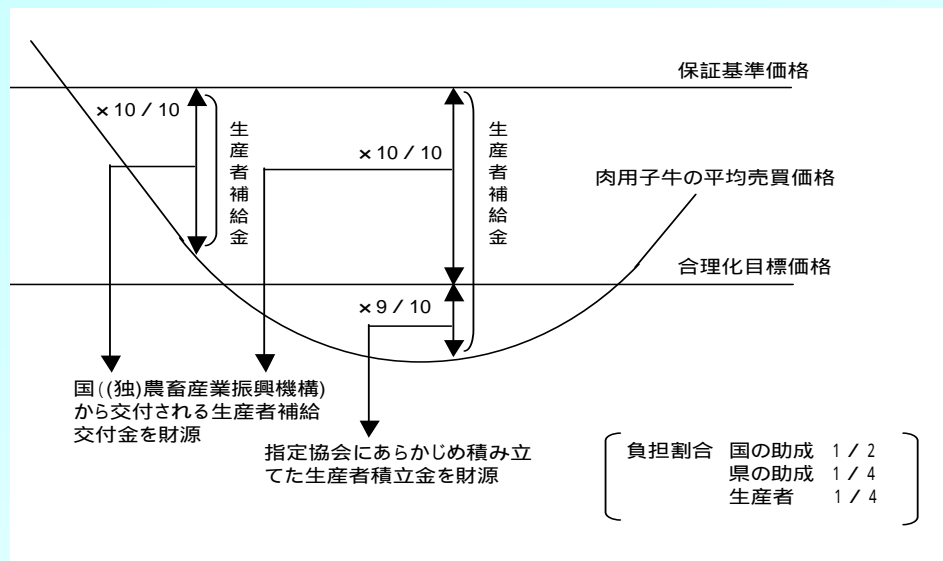
安定価格の推移

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
安定基準価格	810	805	795	785	780	780	780	780
安定上位価格	1,050	1,045	1,035	1,020	1,010	1,010	1,010	1,010

(2) 肉用子牛生産者補給金制度の概要

- 肉用子牛生産者補給金制度は、牛肉の輸入自由化による影響（価格低落）が最終的に転嫁される肉用子牛にかかるセーフティーネットとして創設。
- 肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付することにより、肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、平成2年度から実施。
- 13年度のBSEの発生等不測の事態が発生した際にも、肉用子牛の再生産を図るためのセーフティーネットとして十分に機能を発揮。

肉用子牛生産者補給金制度の仕組み



保証基準価格の推移

年 度	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
平成10年度	304,000	280,000	202,000	156,000	
11年度	267,000	246,000	147,000	111,000	
12年度	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
13年度	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
14年度	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
15年度	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
16年度	304,000	280,000	200,000	129,000	175,000
	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000

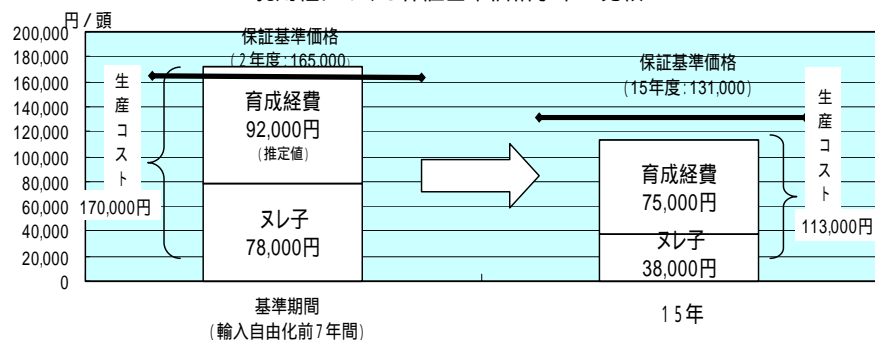
* 上段は保証基準価格、下段は合理化目標価格。

* 乳用種と交雑種については、平成12年度から分離された。

(3) 「乳用種在り方」研究会の検討状況

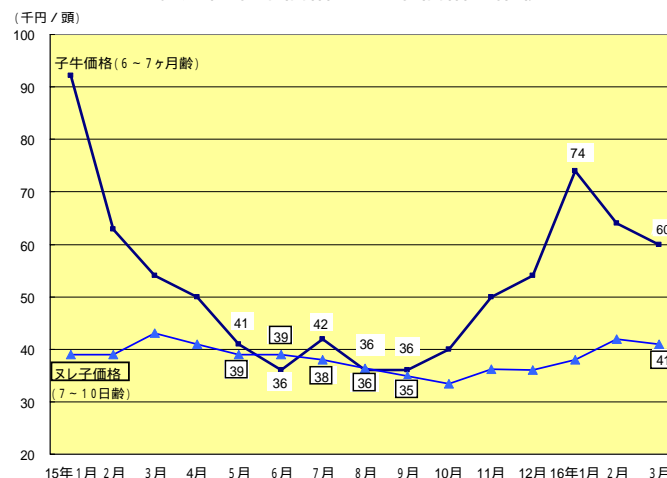
- 肉用子牛生産者補給金制度における「乳用種」の保証基準価格が、乳用種子牛の育成コストを上回る水準で設定されており、結果として、多額の補給金が「乳用種」に交付されている状況。
- 食料・農業・農村政策審議会から、16年度畜産物価格等の答申に当たって、「乳用種の牛肉の生産、流通、消費の実態や今後の見通しを検証した上で、乳用種子牛の保証基準価格の算定方式の在り方等について検討し、適正な方式を導入する」べき旨が建議として盛り込まれたところ。
- これを踏まえ、「乳用種」に係る肉用子牛生産者補給金制度の運用の見直しについて検討を行うための研究会を開催し、検討を進めているところ。

乳用種における保証基準価格水準の比較



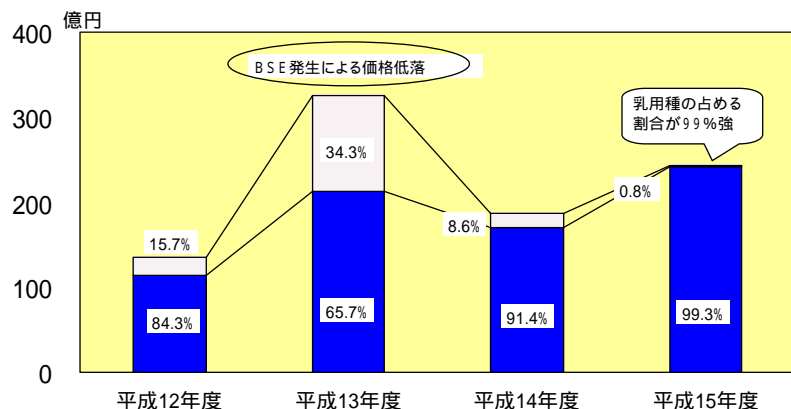
資料: 「畜産物生産費調査」、「農作物価統計」農林水産省

乳用種子牛価格とヌレ子価格の推移



資料: 農林水産省調べ、「農作物価統計」農林水産省

乳用種に対する補給金交付額の推移



資料: 農畜産業振興機構調べ

■ 乳用種 □ その他

研究会開催日程

- 第1回 5月17日 現状の把握と論点の確認
- 第2回 6月17日 各委員の意見を踏まえた論点の整理
- 第3回以降
現地視察を含め、数回開催
今秋を目途に報告書の取りまとめ

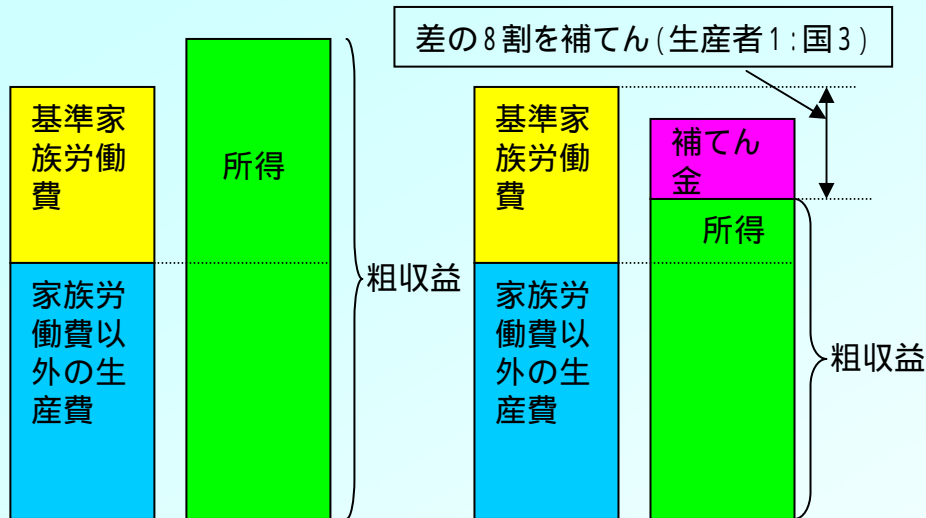
(4) 肉用牛肥育経営安定対策事業の概要

- 肉用牛経営については、素牛の導入から肥育牛の出荷まで一定期間を要し、かつ生産費に占める素畜費の割合が大きいことから、素畜価格と枝肉価格の水準によっては経営収支の悪化が懸念される。肉用牛肥育経営安定対策事業(通称:マルキン)は、このように肥育牛経営の収支が悪化した場合に、補てん金として契約農家へ補てんする仕組み。
- マルキンは各県団体が生産者の拠出金と国費により地域基金を造成し、肥育牛1頭当たりの四半期推定所得が基準家族労働費を下回った場合に、その差額の8割以内を契約生産者に対して、肥育牛補てん金として交付。

肉用牛肥育経営安定対策事業の仕組み

(通常時)

(所得低下時)



施策の評価

1. 肥育牛の経営構造はほとんどが主業農家
 2. 交付金の対象もほとんどが主業農家
 3. 交付金は基準家族労働費の8割を上限
 4. 価格は市場評価で決定、交付金は価格の変動による所得への影響を緩和
- 担い手農家への集中化

基本的な農業政策の方向に沿って有効に機能

補てん金額の推移

(単位:円/頭)

		肉専用種	交雑種	乳用種
H13年度	第1四半期	22,900	-	-
	第2四半期	47,300	-	6,600
	第3四半期	72,600	34,100	28,300
	第4四半期	72,600	34,100	28,300
H14年度	4月	72,600	34,100	28,300
	5月	72,600	34,100	28,300
	6月	72,600	34,100	28,300
	7月	21,100	33,800	28,300
	8月	10,100	7,300	28,300
	9月	5,600	-	28,300
	10月	-	-	25,800
	11月	-	-	-
	12月	-	7,300	28,300
	1月	-	17,400	28,300
2月	-	-	28,300	
3月	-	-	28,300	
H15年度	第1四半期	-	-	28,300
	第2四半期	-	-	28,300
	第3四半期	-	-	28,300
	第4四半期	-	-	-

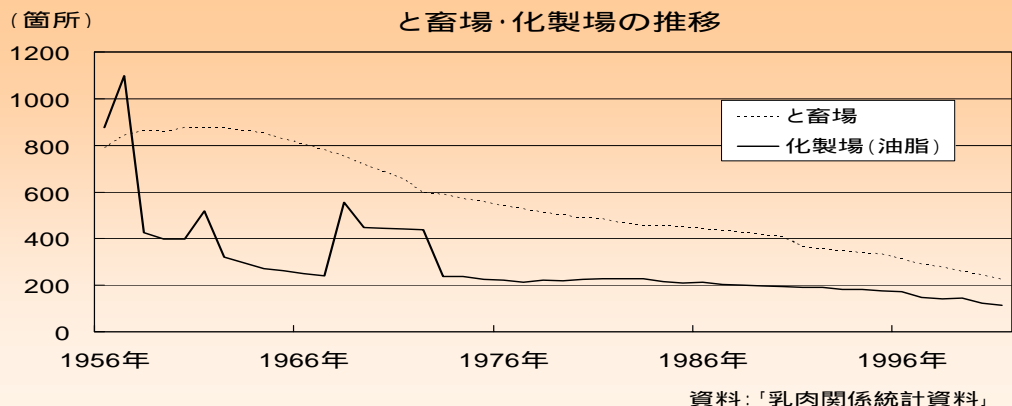
(注)生産費として全国平均値を用いた県団体の場合の単価である。

6 その他

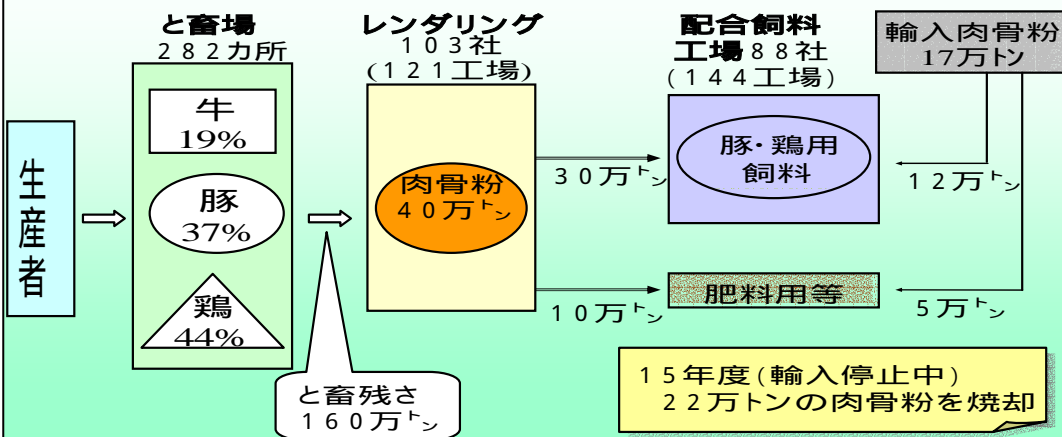
<残さの適正処理による食肉流通の円滑化(畜産業を下支えするレンダリングの近代化)>

(1) BSE発生前のレンダリング産業の状況

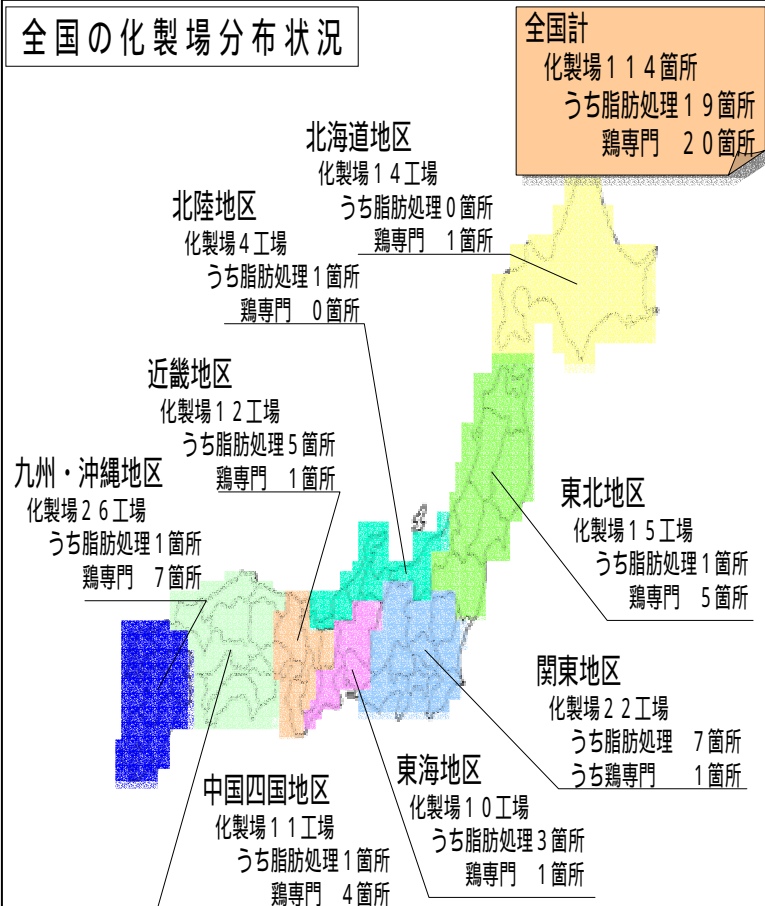
- ・ レンダリング産業は、畜産業から恒常的に発生する畜産残さを原料として安価な肥飼料原料を生み出すリサイクル産業。
- ・ 原料が畜産主産地や都市部に集中するため、地域的偏在が存在。環境負荷の大きい産業のため新規の工場設置は極めて困難。
- ・ 限られた原料発生量に依存して多くの小規模で零細な企業、一部の中大規模企業が熾烈な原料確保競争を展開。
- ・ 装置型産業のため多額な設備投資が必要。投資の回収が競争を激化。



家畜の処理と副産物利用について(BSE発生前)



全国の化製場分布状況

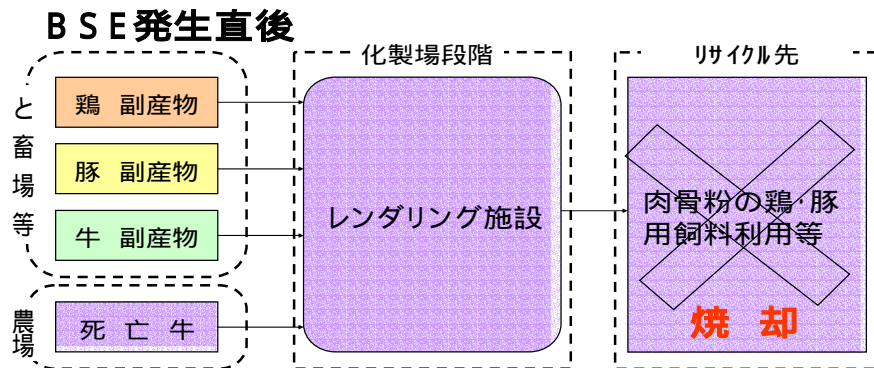


(2) BSE 以後のレンダリング産業を取り巻く課題

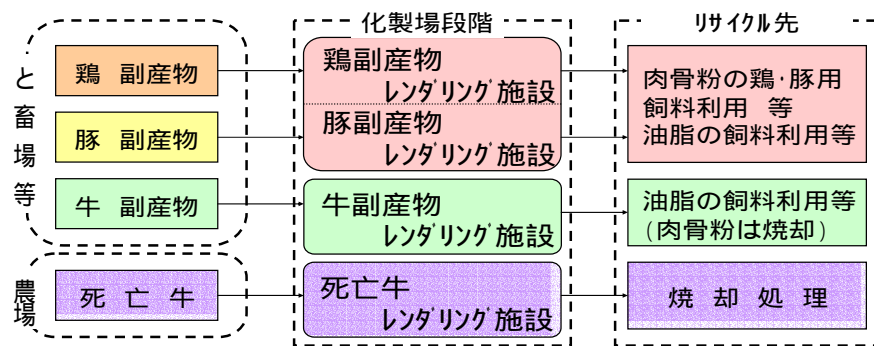
- BSE 発生に伴う肥飼料規制により、原料段階から利用が禁止される副産物を区分して処理することが必要。この工程分離自体に巨額の投資が必要となるため施設整備が可能な業者と不可能な業者が混在しているのが現状。
- 肉骨粉等の製品の利用の禁止、牛せき柱やと畜場から排出されるSRMの廃棄等、一連の規制強化により畜産副産物の処理コストが発生。この結果、畜産残さのリサイクルが一部不可能となり、BSE 発生前と比べ年間約200億円を上回る巨額の社会コストが発生。
- 危機管理としての畜産廃棄物処理を確実にを行うため、国、都道府県、関係業界等が一体となった相互協力の体制整備が必要。

用途 由来動物	肥料	ペット フード	飼 料		
			鶏用	豚用	牛用
牛	継続検討 (蒸製骨粉類)	継続検討	×	×	×
豚			解除 見込み	解除 見込み	継続検討
鶏					継続検討

BSE 後でのレンダリング工場の体制



畜産副産物の畜種別等区分による安全なリサイクル体制の再構築



BSE 前後における畜産副産物の位置づけの変化

BSE 発生前 :

畜産副産物はすべて肥飼料原料等に利用(有価物)



BSE 発生後 :

豚	}	肥飼料原料(有価物)
鶏		
牛せき柱	}	廃棄物
SRM		
死亡牛		
牛残さ	}	肉骨粉(利用禁止) 油脂(有価物)

補助事業による畜種別分離ラインの整備状況

牛ライン24箇所、豚ライン8箇所、鶏ライン8箇所、豚・鶏混合ライン6箇所、死亡牛等ライン21箇所